

労働基準再論

三好正巳

目次

1. 開 題
2. 労働基準の経済学的内容
 - 1) 労働基準と価値法則
 - 2) 賃金制度と労働基準
 - a. 最低賃金と労働基準
 - b. 失業と労働基準
3. 労働基準の制度的保障
 - 1) 労働基準と権利
 - 2) 労働基準の保障体系
4. 結 語

1. 開 題

労働基準が今日問題となるのは、その基準の水準変更・低下が強行されることによる。

この水準変更・低下は、現代資本主義をそれたらしめているという完全雇用制度と社会保障制度の見直しによってもたらされたものである。すなわち完全雇用制度の見直しは、完全雇用基準としての失業率引き上げであり、したがって失業者の増加をもたらす。この失業者の増加が、就業者の搾取率の上昇を結果し、労働基準の水準低下となる。また社会保障制度の見直しは、保障基準としての保障率を引き下げることによって、国民所得ないし国民総生産にたいす

る社会保障費の割合すなわち社会保障水準¹⁾を切り下げる。

このような完全雇用制度と社会保障制度の見直しは、失業者の増加と保障率切り下げによる就業強制をもたらし、そのもとで不完全就業を拡大し増加させる。失業者の増加と不完全就業者の増加は、就業者への搾取を強めさせるとともに、本質的には失業者（半失業者）たる不完全就業者にたいし搾取を拡大し強めることになる。こうして搾取強化による剰余価値率の変動にともなって労働基準が、問題になる。なお就業者の剰余価値率が失業者の増加とともに高くなるということは、資本主義社会の労働基準における経済学的内容の基本的問題である。

また最近の労働基準法の一連の「改正」は、「労働市場の弾力化」を目指す規制緩和、行政改革のあらわれである。労働力の需給に応じて賃金が変動し、賃金の変動に応じて労働力の需給が変動するような労働市場の「弾力性」は、賃金の一般的変動を保証する相対的過剰人口機能を確保し、賃金の自由な市場価格としての決定を保証することにより労働市場機能を回復する。したがってこの「労働市場の弾力化」を目指す労働基準の「改正」は、失業率の引き上げであるとともに労働市場政策の規制緩和となる。そこで今日の一連の労働基準法「改正」の結果は、就業と労働に関する労働者の既得権を喪失させるものである。しかもこの既得権は、労使間のギブ・アンド・テークである「交換的」ないし「譲歩的」団体交渉によって返上され、労使の「自主交渉・自主決定」が労働基準の保障水準を引き下げること、またこうしたことを可能にするような労使関係の制度化が進められている²⁾。なお、この制度化は法的規制を緩め、手続と手順を重視することを基本として、各交渉レベルの労使の自主性を尊重する行政方針のもとで成立・展開する。こうして労働基準の保障水準の引き下げ、それに結びついた労使関係の制度化において、労働基準が、問題となる。なお保障水準の変更は、労働者の権利にかかわるものであり、それは労働基準の法・制度的内容として権利の問題となるのである。

以上のように経済学的、法・制度的内容において、労働基準に関する問題が登場する社会的状況がある。ところがこれまでの社会政策論や労働問題に関す

る諸理論は、どちらかといえば労働基準の立ち入った検討を看過して³⁾きた。またそれを検討した場合でも、労働基準の経済学的内容と法・制度的内容を切り離してしか取り扱わなかった。しかもその経済学的内容は、賃金、労働時間、労働密度などを労働保護の諸要素として個々に検討するものであった。また労働基準は、工場法の内容として法・制度的に検討されてきたために、労働者保護の制度的領域と保護基準およびその実効性が中心の課題とされてきた。さらに保護の制度的領域と保護基準およびその実効性が取り上げられることにおいて、労働基準は権利問題とされてきた。

しかし今日の「労働市場の弾力化」によってもたらされる労働基準の水準変更は、もちろん水準変更それ自体が労働者権利にかかわるという意味で問題であるが、労使関係の「制度化」に起因して変更される権利の内容とその領域からすれば、保護の制度的領域を個別にとらえることと保護基準およびその実効性というこれまでの分析論理では不十分である。つまり「労働市場の弾力化」は、労使関係の制度的「改革」と結び付いたものであり、また完全雇用制度と社会保障制度の見直しによる保護水準の低下を伴うものであって、それゆえに今日の労働基準問題は、たんに基準水準の変更問題だけではない。「労働市場の弾力化」にもとづく労働基準の今日の問題は、保護水準の低下による搾取強化ということからして、就業者の労働基準が失業者の存在によって規定されるという側面を考慮しなければならず、その意味で労働基準の経済学的内容を鮮明化する必要がある。しかもその経済学的内容として、労働基準の水準を規定する諸要素を、賃金問題として解明する必要がある。賃金制度と労働基準のこの問題は、直接的には最低賃金、失業率と基準水準の関係の問題である。つぎに労働基準が制度的に保障される労働者権利であるところから、権利水準として基準保障体系（領域）、保障基準と実効性が問題解明の内容となる。そして最後に、基準形成のシステムとその形成過程が取り上げられねばならない。

以上が本稿の課題であり、分析の視点および課題である。

- 1) 社会保障研究所編『社会保障水準基礎統計』東洋経済新報社、1973年、まえがき、IVページ。

- 2) 三好正巳編著『現代日本の労働政策』増補版，1988年，補論参照。
- 3) 少ない中で，社会政策論として労働基準について包括的に論じたものとしては，荒又重雄「現代の労働基準と基準政策」（西村裕通編著『現代のなかの社会政策』，ミネルヴァ書房，1985年所収）がある。

2. 労働基準の経済学的内容

1) 労働基準と価値法則

資本主義における労働基準は，直接的には分配・交換としての特殊性に属する問題である。それはまた資本と労働との間の交換（労働力商品の交換）比率にはかならない。したがって労働基準は，まず何よりも労働賃金に集約して表現される。この労働賃金が集約的に表現する労働基準の内容は，生産が分配，交換（流通，消費にたいする一般的関係²⁾においてその領域を規定される。すなわち分配と交換という特殊性の領域に属する問題である労働基準は，それは一面では生産に促進的作用を及ぼす。なぜなら一般的にいても，労働基準がそこに属する分配は，自然法則に規定される生産にたいし，分配はその対象を社会諸法則に規定されるものとして社会的偶然に規定され，多かれ少なかれ促進的な作用を生産に及ぼすことができるからである。また他面では交換の領域に関連して，形式上社会的運動として生産と分配を媒介し，すでに分配されたものを個々人の欲望にしたがって再び分配することで，労働基準のこの領域も生産の契機となる。つまり分配・交換としての特殊性に属するものとしてとらえられた労働基準は，生産に関連してこそ経済学的な意味をもつものであり，労働者の消費生活にかかわることにしても，消費が出発点の生産に反作用する限りで経済学の対象となるものである。消費生活それ自体は，本来的には経済学の対象外にある。

労働賃金として集約的に表現される交換比率としての労働基準は，労働力商品の消費が商品の生産にかかわることつまり生産的消費されることにおいて，ある使用価値をもった商品の価値の大きさを規定する価値形成実体である労働

に関しての質量両面の規定条件へと転回する。ということは、労働基準が、正確には価値形成実体である労働の規定条件によって逆に規定されていることを意味する。また、価値の実体をなす労働は、「等一の間人労働」であり、「同一の間人労働力の支出」である。この「同一人間労働力」は、商品世界の価値に表されている社会の全労働力を構成する無数の個人的労働力から成り立っている。「これら個人的労働力のおのおのは、それが社会的平均労働力の性格をもち、またこのような社会的平均労働力として作用し、したがって、一商品の生産においてもただ平均的に必要な、または社会的に必要な労働時間をのみ用いるというかぎりにおいて、他のものと同一の間人労働力なのである」（マルクス『資本論』岩波文庫版、第一分冊、74ページ）。「個人的労働力」が、「同一の間人労働力」として社会的・平均的な労働力となるための要件が、この「個人的労働力」にとっての労働基準にほかならない。したがって表現を変えれば、労働基準とは、価値形成実体としての労働という内容のもとで、「個人的労働力」がうける社会化・平均化の規定条件である。

労働力商品の交換比率を媒介にして³⁾、「個人的労働力」が、「同一の間人労働力」として社会的・平均的な労働力となるということにおいて、労働基準は価値法則の問題である。

そこで「個別的労働力」は、「同一の間人労働力」として社会的・平均的な労働力となるとともに、「有用な私的労働」として「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」となり他の「有用な私的労働」と交換されることで「二重の社会的性格」が与えられる。そしてこの「有用な私的労働」としての他の「有用な私的労働」との交換において、「個別的労働力」の労働基準の量的規定が、質的規定を前提にして同時に与えられる。その場合に労働基準は、「有用な私的労働」の社会的性格が労働生産物の商品形態においてしか表現されないという商品の物神性の「神秘」において、社会化・平均化の規定条件となる。しかしこのような規定をうけた「個別的労働力」は、さらに労働力商品の交換比率として市場の条件に規定される。市場条件に規定されるのは、労働力商品の価格の変動であって、この価格変動が労働基準に与える影響を明らかにしようと

すれば、労働商品の交換そのものの解明が必要であり、したがってそれは、労働力商品の交換を、資本と労働のあいだの交換における特殊な問題としての解明から始めねばならない。資本と労働のあいだの交換では、「所有と労働の分離」が生じ、商品生産の所有法則が資本主義的領有法則へと転回する。商品生産と商品流通とにもとづく取得の法則または私有の法則は、資本家と労働者のあいだで最初の操作として現れた等価交換が外観的なものでしかなく、内容的には「資本家がたえず無等価で獲得する、すでに対象化された他人の労働の一部を、たえず再びより多量の活きた労働と交易する」（前掲『資本論』第三分冊、130ページ）のである。労働力商品の市場の条件に規定された価格変動は、労働基準そのものにかかわるものではない。この価格変動のもつ意味は、労働力の部門間配分を規定するものでしかない。問題なのは労働力商品の交換（資本と労働との）そのものである。したがってもし労働者が、資本家とのあいだでその取り分を増加させようとするれば、資本機能を規制すること、この規制を通じて労働力商品の消費の在り方を規制する以外に道はない。その限りで労働基準は、労働力の価値（支払い労働に相当する）を社会的に不変なものとして労働の価格によって表現される労働の総支出量（支払い労働と不払い労働の総和）に規定されている。

そこで労働基準にたいする規制を考えるとしたら、労働力の価値補填を前提として、社会的に必要な総労働量を「個別的労働力」に配分する場合の在り方を規定することである。この配分に当たっては、就業者と失業者との比率が重要な意味をもつ。なぜなら失業者が大量に存在する場合は、就業者の搾取率が高くなるからである。したがって就業者の労働規制（労働力商品の消費規制）は、失業者を減らし完全雇用のもとで社会的に必要な総労働量を「個別的労働力」に配分することを意味する。それは資本機能の規制なしには考えられない。以上が、労働基準の基準水準にかかわる問題である。

価値法則に規定される労働基準は、剰余価値すなわち資本主義の領有法則を媒介として貫徹する。それは、価値法則が商品交換の基本法則である限り、商品交換がもっとも発展したところにおいて資本の成立をみ、資本と労働の交換

のもとでこそ貫徹するものであることによる。労働基準をたんに直接に剰余価値ではなく、価値法則と結び付けて把握したのは、労働基準を社会的に必要な総労働量を「個別的労働力」に配分する基準としてとらえ、就業者の労働規制の意味を明確にしようとしたからである。剰余価値率の引き下げは、「個人的労働力」に直接結び付けるのではなく、総労働力に関連させるべきである。

- 1) マルクスは、「こうして、生産、分配、交換、消費は、一つの方式にかなった推論をなしている。生産は一般性であり、分配と交換とは特殊性であり、消費は個別性であり、それで全体が結合している」（傍点は原典、以下断らなければ同じ）という（カール・マルクス、高木幸二郎監訳『経済学批判要綱（草案1857～1858年）』第一分冊、大月書店、1958年、11ページ）。
- 2) 「生産は直接に消費であり、消費は直接に生産である。それぞれは直接にその反対物である。だがそれと同時に、両者のあいだには一つの媒介運動がおこなわれる。生産は消費を媒介し、消費の材料を生産するのであって、生産がなければ消費はその対象を欠くことになる。だが、消費もまた生産を媒介する。消費が生産物にたいしてはじめて主体を創造し、その主体にとって生産物は生産物だからである」（前掲『経済学批判要綱』第一分冊、13ページ）。「分配の仕組みはまったく生産の仕組みによって規定されている。分配は、それ自体が生産の産物である。それは、ただ対象の点からみて、生産の結果だけが分配されるということばかりでなく、また形態の点からみて、生産への参与の一定の仕方が分配の特殊な形態を、分配に参与するその形態を規定するということである」（同上書、17ページ）。「流通自体は、交換のある一定の契機にすぎないか、それともまたその総体として観察された交換にすぎない。交換が、生産と生産によって規定された消費をとまらう分配とのあいだの媒介的契機にはかならないかぎりでは、だがこの消費自体は生産の一契機として現れるかぎりでは、交換もまた明らかに生産のうちに契機としてふくまれている」（同上書、20ページ）。
- 3) 商品交換が十分に発達した社会では、私的労働は「二重の社会的性格」をあたえられる。すなわち一方では、「特定の有用労働」として「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」として、他方では、それぞれの「有用な私的労働」が他の「有用な私的労働」との交換を通じ「抽象的に人間的な労働としてもっている共通な性格に約元される」（拙稿「現代資本主義と労働基準」(1)、『立命館経済学』第32巻第4号、1983年10月、6ページ）。

2) 賃金制度と労働基準

a. 最低賃金と労働基準

資本主義の労働基準は、資本と労働との間の交換比率として労働賃金に集約的に表現される。労働基準が労働賃金に集約的に表現されるということは、「個人的労働力」にとっての労働基準であり、それは支払労働と不払労働を合わせたものとして基準が形成されることを意味する。すなわち労働賃金の基本的性格は、支払労働に対応する労働力の価値が支払労働と不払労働を合わせた労働の価格として現れるところにあるが、労働基準は、この基本的性格によって規定（質的規定）されるということである。いま労働力の価値どおりに労働賃金が支払われたとして、資本が剰余価値生産を増やそうとすれば、一つには労働強度が一定であると前提した場合に労働時間を延長するか、もう一つは労働力の価値そのものを低下させるしかない。したがって労働賃金に集約的に表現される労働基準は、労働時間（支払労働と不払労働を合わせた労働）と労働力の価値（支払労働）をもって基準水準を形成（量的規定）することになる。

ところで労働強度は、労働基準として特殊な問題をもっている。すなわち「労働の強度の増大は、同じ時間内で、労働支出が増加することを意味する。したがって、強度の高い労働日は、同じ時間数の強度の低い労働日より、より多くの生産物に物体化される」。この場合には、労働の生産力が高められたのとは違って、「生産物は以前と同じ量の労働を要するので、その価値はもともと変わらない」で、生産物の価格が下落することなく、生産物の数が増加する。したがってたとえば「強度のより高い12時間労働日は、普通の強度の12時間労働日のように6シリングではなく、7シリング、8シリング等において表示される」（前掲『資本論』第三分冊、33～34ページ）。しかし「労働の強度が、すべての産業部門において同時に、そして同程度に高められるとすれば、新たなより高い強度が、普通の社会的標準程度となり、したがって、外延的な大いさとしては数えられなくなるであろう。しかし、このばあいにも、労働の平均強度が国民によって異なることには変わりなく、したがって、異なる国民的労働日への価値法則の適用は、この平均強度によって変更を加えられるであろう」

（同上書，35ページ）。労働強度が，すべての産業部門において同時に，そして同程度に高められ，新たなより高い強度が普通の社会的標準程度となれば，労働基準としての労働強度は，労働時間の中に含まれて表示されるようになる。労働強度は，産業部門間で違う場合にのみ，労働基準としてその平準化かあるいは独自の基準水準が問題になる。

労働基準としての労働時間は，労働日の問題である。労働日は，二つの方向に向かって変化しうる。それは短縮または延長されうる。

労働の生産力と強度を不変とした場合の労働日の短縮は，労働力の価値を変動させないで，剰余労働と剰余価値を縮小させる。剰余価値の絶対的大いさとともに，その相対的大いさも，すなわち労働力のもとのままの価値量と比較したその大いさも，減少する。資本は，労働力の価格を，その価値以下に押し下げることによってのみ，損害を避けうる。しかし現実においては，労働の生産性と強度の変動が，労働日の短縮に先行するか，または直ちにこれに続いて起きる（同上書，36ページ）。

労働日の延長は，労働力の価格が不変であるとすれば，剰余価値の絶対的大いさとともに，その相対的大いさも増大する。労働力の価値量は，絶対的には不変であるにもかかわらず，相対的には減少する。労働力の価値における相対的な大いさの変動は，剰余価値の絶対的な大いさの変動の結果なのである。「労働日が表示される価値生産物は，労働日自体の延長とともに増大するのであるから，労働力の価格と剰余価値とは，増加分が等しいか等しくないかは別として，同時に増大しうる。したがって，この同時的増大は，二つのばあいにも可能である。労働日の絶対的延長のばあいと，かかる延長がなくても労働の強度が増大するばあいと」（前掲『資本論』第三分冊，36～37ページ）である。

こうして労働日は，短縮と延長のいずれにおいても，剰余価値量に影響する。また労働日の短縮と延長が剰余価値量に影響することは，労働力の価格に影響することでもある。労働日が延長されるとともに，労働力の価格は，たとえ名目的には不変であるか，または騰貴さえしても，その価値以下に下落しうる。というのは労働力の日価値は，「その標準的な平均持続，または労働者の標準

の生存期間に基づいて、またそれに相応する、正常な、人間の本性に適当な、有機体物質の運動への転化に基づいて評価される」からである。「労働日の延長と不可分の労働力の消耗の増大は、ある点までは、代償の増加によって補償されうる。この点を超えれば、消耗は幾何級数的に増大し、同時に労働力のすべての正常な再生産条件と活動条件が破壊される。労働力の価格と労働力の搾取度とは、相互に釣合っている大いさではなくなる」（前掲『資本論』第三分冊、37ページ）。ここに労働基準としての労働日の、労働時間としての限界がある。

労働時間と「普通の社会的標準程度」をはずれた場合の労働強度は、したがってこれらの労働基準は、結局のところ労働力の価値に影響する。その意味でも労働基準は、労働力の価値が労働の価格として表われることの内に示される問題として、労働賃金の問題に帰着する。しかも労働時間と労働強度の増大は、労働力の価値を価値以下に引き下げることになる¹⁾わけで、しかも代償の増加でも補償されない限界点がある以上は、労働基準の限界がしたがって労働日の大きさを前提として労働賃金の最低限があるということである。

労働賃金の最低限界は、「労働者が彼の労働力を維持し再生産するために得なければならない生活手段の肉体的最低限によって、したがって一定量の諸商品によって、与えられている」。しかし「労働力の現実の価値は、この肉体的最低限からは、はなれてくる。それは風土と社会的発展の程度とによって異なる。それは肉体的欲望にかかるのみでなく、第二の自然となる歴史的に発展した社会的欲望にもかかっている」（前掲『資本論』第九分冊、77ページ）。労働基準にもとづくところの最低賃金は、肉体的最低限ではなく、社会的欲望をも含んだものである。したがってこのような最低賃金は、社会的に保障される仕組みを必要とする。

労働賃金と資本蓄積の関係は、つぎの課題である。

- 1) 労働賃金の価値以下への引き下げは、高い地代率とそれに対応する土地価格の高騰のもとで、農業労働者の労働賃金の一部が、土地所有者に支払われる場合にも起きる（前掲『資本論』第八分冊、28ページ）。

また細分地農民にとって搾取の制限として現れるものは、小資本家であるかぎりでは、資本の平均利潤ではなく、土地所有者であるかぎりでは、地代の必要で

もない。小資本家としての彼にとって絶対的制限として現れるものは、本来の費用を控除した後に彼が自分自身に支払う労働賃金以外の何ものでもない。生産物の価格が彼にこれを保証するかぎり、彼は彼の土地を耕作し、往々にして労働賃金の肉体的最低限に達するまでそうするであろう（同上書、316ページ）。

b. 失業と労働基準

資本の増加が労働者階級の運命に及ぼす影響のもとでの労働基準が、ここでの問題である。また労働基準が、労働賃金に集約的に表現されるということからすれば、ここでの問題は資本主義的労働賃金法則にかかわって解明されねばならない問題である。

資本主義的生産様式においては、剰余価値の生産、すなわち貨殖が、この生産様式の絶対的法則である。労働力は、それが生産手段を資本として維持し、それ自身の価値を資本として再生産し、そして不払労働において、追加資本の源泉となるものを供給するかぎりにおいて、売られうるものである。したがって「労働力の販売の諸条件のうちには、それが労働者にとって有利であるか不利であるかに係わりなく、労働力の不断の再販売の必然性と、資本としての富のたえず拡大される再生産とが含まれる」。「労働賃金は、その性質上、つねに労働者の側における一定量の不払労働の提供を含んでいる。労働価格の低下を伴う労働賃金の騰貴は全く別としても、労働賃金の増加は、せいぜい労働者がなさねばならない不払労働の量的減少を意味するにすぎない。この減少は、それが制度そのものを脅かすに至るような点までは、決して進行しえない」（前掲『資本論』第三分冊、189ページ）。資本の蓄積においては、一つの場合には、蓄積の進行を妨げずに労働賃金が騰貴することがありうる。この場合には、不払い労働の減少がけって資本支配の拡大を妨げるものではない。また第二の場合には、労働賃金の騰貴の結果、利得の刺激が鈍くなるので、蓄積が衰え、減少することもある。しかしその減少とともに、その減少の原因が消滅する。資本と搾取される労働力とのあいだの不均衡が消滅し、資本主義的生産過程の機構が、自分で一時的につくりだす障害を、みずから除去する。労働賃金は、ふたたび資本の価値増殖欲望に適應する水準まで低落する。第一の場合には、

「労働力または労働者人口の絶対的または比例的増加の減退が資本を過剰にするのではなく、逆に資本の増加が、搾取されうる労働力を不十分にするのである」。第二の場合には、「労働力または労働者人口の絶対的または比例的増加の増進が資本を不十分にするのでなく、逆に資本の減少が、搾取され得る労働力またはむしろその価格を過剰にするのである。資本の蓄積におけるこの絶対的諸運動こそ、搾取されうる労働力の量における相対的諸運動として反映するものであり、したがって、労働力の量自体の運動に起因するかのように見えるものである。数学的表現を用いて言えば、蓄積の大いさは自変数、賃金の大きさは他変数であって、その逆ではない」（同上書、191ページ）。

「『自然的人口法則』と称するものの根底に横たわる資本主義的生産の法則は、簡単に次のことに帰着する。資本、蓄積および賃金率の間の関係は、資本に転化された不払労働と、追加資本の運動に必要な追加労働との関係にほかならない。したがってそれは、二つの相互に独立した大いさの、すなわち一方における資本の大きさと、他方における労働人口の数との関係ではなく、むしろ結局は、同じ労働者人口の不払労働と支払労働との関係であるにすぎない。労働者階級によって供給され、資本家階級によって蓄積された不払労働の量が、支払労働の異常な追加によらなければ資本に転化されえないほどに急速に増加するならば、賃金は騰貴し、そして他のすべての事情が同じであるとすれば、それに比例して不払い労働は減少する。しかしこの減少は、資本を養う剰余労働がもはや標準的な量をもっては供給されなくなる点に触れるや否や、反動が始まる。資本化される^{レヴェニュー}収入部分は小さくなり、蓄積は衰え、賃金の上昇運動は反撃を受ける。したがって、労働価格の騰貴は、資本主義制度の基礎を侵害しないのみではなく、増大する規模におけるその再生産をも保証する限界内に、閉じ込められている」（同上書、192ページ）。

このように資本関係の不断の再生産と絶えざる規模拡大の再生産に重大な脅威を与えるような労働の搾取度の低下または労働賃金の騰貴は、資本主義的蓄積の本性によって排除される。したがって労働基準は、資本の蓄積に規定される。

ところで労働生産性は、一人の労働者が与えられた時間内に労働の同じ緊張をもって生産物に転化する生産手段の相対的分量で表現される。その生産手段の量は彼の労働生産性ととも¹⁾に増大する。この労働の生産性の増加は、それによって動かされる生産手段の量に比した労働量の減少として現れる（同上書、194ページ）。すなわち資本蓄積の進歩——それは資本の集積・集中として現れるが——は、可変資本部分の相対的大いさを減少させる。もちろんそれは、その絶対的大いさの増大を排除しはしない。この資本の可変的構成部分の相対的減少は、総資本の増大とともに促進され、総資本自体の増大よりも急速に促進される。しかも可変資本の増減は、就業者数の増減に精確に対応するものではなく、「一方ではより多くの可変資本が、より多くの労働者を募集することなくして、より多くの労働を流動させ、他方では同じ大きさの可変資本が、同じ量の労働力をもって多くの労働を流動させ、最後により高級な労働力を駆逐することによってより多くのより低級な労働力を流動させる」（同上書、216～217ページ）。こうして過剰労働者人口が、資本蓄積の進行とともに累積する。

この相対的過剰人口ひいては産業予備軍²⁾の膨張と収縮によって労働賃金の一般的運動は規定される。したがって「それは労働者人口の絶対数の運動によって規定されているのではなく、労働者階級が現役軍と予備軍とに分たれる比率の変動によって、過剰人口の相対的大いさの増減によって、それがあるいは吸収され、あるいは再び遊離させられる程度によって、規定されているのである」（同上書、219ページ）。

失業の圧力は、就業者により多くの労働の流動化を強制する。こうして就業者の労働基準は、失業者の存在と不可分のものとなる。したがって就業者と失業者との計画的協力が、労働組合等にとって必要なものであることになる。

- 1) この生産手段は、二重の役割を演ずる。「ある生産手段の増大は、労働の生産性の増大の結果であり、他の生産手段の増大は、その条件である」（前掲『資本論』第三分冊、194ページ）。
- 2) 過剰人口が、資本蓄積の必然的産物であるとすれば、この過剰人口は、資本主義的蓄積のことでとなる。「それは、あたかも資本自身の費用で育成されたかのやうに、全く絶対的に資本に属する、自在に動かさしめる産業予備軍を形成する」

（前掲『資本論』第三分冊，210ページ）。

3. 労働基準の制度的保障

1) 労働基準と権利

労働基準の経済学的内容については、これまでに明らかにしてきた。すなわち労働基準とは、価値形成実体としての労働という内容のもとで、「個人的労働力」がうける社会化・平均化の規定条件である。加えて「個別的労働力」が、「有用な私的労働」として「社会的分業の自然発生的体制の構成分子」となり、他の「有用な私的労働」と交換されることで与えられる「二重の社会的性格」において、「個別的労働力」にたいする労働基準の量的規定が与えられる。「個別的労働力」にたいする労働基準のこのような規定性は、労働力商品の市場における価格のなかに表現される。すなわち労働力の価値ではなく労働の価格において表現される。したがって労働の価格に表現される労働基準は、労働力商品の交換における契約条件として表示されることになる。

労働力商品の交換における契約すなわち労働契約は、一般の商品売買と同じく自由対等な当事者による自由な契約をとおして契約内容の決定が予定されるものである。しかし資本主義社会の現実においては、労働者が使用者と対等な当事者関係に位置することはできず、歴史的な事実としても労働者は、使用者が一方的に決定する労働条件にしたがって契約を結ばざるをえなかった。労働者は、長時間労働、低賃金と苛酷な労働のもとで生存すら脅かされ、こうした状態にたいして長い抵抗を続けてきた。労働者の抵抗は、労働条件の法定基準の設定、労働者の団結と団体行動の法認を求める運動として展開された。

労働者と使用者の当事者関係である労働関係は、市民法との関係において市民法原理の修正を受けるばあい、市民法が私的所者権の保障、契約の自由および過失責任主義を基本原理とすることから、労働条件の最低基準の法定（工場法ひいては労働基準法）、労働災害にたいする使用者の労災補償責任と強制保険

による補償（労働安全衛生法など）、失業と雇用にたいする国家サービスと補償（職業安定法、職業訓練法など）、労働者の団結を許容する（労働組合法など）立法を実現させた（菅野和夫『労働法』法律学講座双書、弘文堂、1985年、1～3ページ）。

労働契約関係について、従来からの主張である従属労働関係規制論による理解にかえて、その一般的特色を「誠実配慮の関係」、「組織的労働性」（組織的労働の基準と規律）、「契約内容の白地性と弾力性」、「労働者の従属性」の諸点に求める見解がみられるようになった（前掲『労働法』、60～61ページ）。「労働者の従属性」は、その他の特色に規定され「企業秩序定立権」や使用者の配慮義務にたいする労働者の忠実義務と抱き合わされることにおいて、そこでは契約的性格から見直される。

労働関係について、契約的性格を重視し、「労働者の従属性」と「企業秩序定立権」とが、また使用者の配慮義務にたいする労働者の忠実義務とが抱き合わされるのは、生産と労働について職場における労働組合の関与と介入を否定し排除することを狙ったものと推測される。職場における労働組合の関与と介入を否定し排除することは、職場労使関係の新しいシステムを形成することと相関している¹⁾。新しいシステムとして形成を意図される職場労資関係では、職制、組合、職場会議、小集団活動などが機能分化しながら、総体として職場労使関係をなりたたせ、「たとえば日常的な作業に関しては職制へ、労働条件の改善などに関しては組合へ、作業の改善や創意の発揮に関しては小集団活動へ、福利厚生に関しては組合を通して、あるいは直接に会社の厚生課へ、というように、個々の要求を実現して行くうえで多様なチャネルを選択的に用いる傾向がみられる²⁾」という。この職場労使関係では、組合の関与と介入とが全く排除されるものとはされていない。しかしその提起される意図からすれば、組合の関与と介入を、新技術の導入過程と定着後の人員構成や労働条件などについて、基本的に排除する願望は隠しきれない。つまりは、生産性交渉について、組合の関与と介入を極力排除するために、職場労使関係の在り方が問題にされてきたものである。労働関係の契約関係からの再構成は、まさにこのような意図での職場労使関係をしかも「制度」として形成するための法的基盤の整備つまり

契約条件の履行保証，変更の手順と手続を確定することだといえよう。

労働関係の契約関係からの再構成は，労働基準について，法定基準の設定，労働者の集団取引の法認による権利としての労働基準を否定する方向に向かわせる。労働関係の契約関係からの再構成は，雇用契約について雇用・就業形態の多様性を承認し，複雑な労働関係を典型・非典型，正規・非正規の類型化によって労使紛争の種を制度の中で整理を容易にし，労働関係の構造化をもたらした。同時に契約条件の明確化によって労使間の紛争を防止するという意図は，労働基準の法定についてその役割を大きく減退させることにもなる。すなわち労働基準の法定基準は，自主的契約を保証するかぎりの類型基準であって，実際の契約条件の水準を法的に規制するようなものとしては，これを否定することが意図されているようである。さらにそうした法定基準が，労使交渉によって弾力化されて運用される道が用意されることになっては，労働基準は，類型化と適用上の自主性において一つのゾーンとして希釈化され曖昧化してしまう。労働関係の構造化は，労働基準の構造化をもたらし，その結果として労働基準の権利性を変質させてしまう。この変質は，市民法原理の修正にたいし再修正につながるという意味からすれば，権利性の希薄化にはかならない。³⁾

- 1) 技術革新の新しい波が職場の技術環境と技能体系を変え，それにともなって職場の人員構成や労働条件も大きく変容しつつある。このような職場の変化が，二つの次元の問題を提起しているという。すなわち「第1は，新技術導入にともなる要員の再編，配転，再訓練等をどう処理するかといった，導入過程において生ずる労使関係上の問題であり，第2は，新技術が定着した段階で職場レベルにどのような新しい労働条件と社会関係のモデルがなりたつたかといった，新技術下において成立する職場労使関係のありかたに関する問題である」（日本生産性本部・労使協議制常任委員会編『職場労使関係の研究』（労使協議制常任委員会報告書，82）日本生産性本部，1982年，1ページ）。こうした問題関心から，職場労使関係の問題が提起されるという。
- 2) 職場労使関係は，親方的熟練労働者を軸とした一元的構造から，さまざまな関係を内に含む多元的な構造へと移行しつつあるとし，その原因は，高度経済成長下の重化学工業を中心に展開した技術革新に，その起点が求められている。しかし職場労使関係の課題化は，1970年代中期以降の企業合理化にともなる職場の技術環境と技能体系の変化を契機とするものという。

- 3) なお、労働関係の構造化にともなう労働基準の稀釈化の問題については、あらかじめ別稿で展開を予定している。

2) 労働基準の保障体系

労働基準を権利として保障される水準としてとらえると、労働基準は法定基準の設定と労働者の集団取引の法認によって水準を決定されることになる。したがって労働基準の保障は、労働基準法と労働組合法の関連性をもって基本的な保障の枠組みをあたえられる。もちろんこの基本的枠組みは、今日においては雇用保障と社会保障の関連性によって補強されている。

雇用保障と社会保障の関連法によって補強された労働基準法と労働組合法の関連法をもって形成された保障の枠組み、すなわち労働基準の保障体系は、法・政治的には現行憲法にもとづく権利の拡張と制限の対抗過程を経過しつつ、憲法的権利の実体を保障するものであった。またそのようなものとしての労働基準の保障体系は、高度経済成長に基礎づけられて展開したものであった。もちろん高度経済成長は、平穏かつ平坦な過程ではなかったが、そこに形成された現代資本主義の労使関係の枠組みは、平穏かつ平坦ではなかった高度経済成長の過程を受容しえた。というのは、この現代資本主義の労使関係の枠組みが、就業者と失業者を分離させた権利保障の枠組みとして成り立っていたからである。すなわちその枠組みのもとでは、生産性向上に協力する労働組合主義の賃金引き上げは、離職が失業保険と公的扶助で救済されることをもって後顧の憂いがないものとして、これに協力することをえた。このことを逆に表現すれば、経済成長が、現代資本主義の労使関係制度を機能させるうえで、労働権の拡張、それはわが国においては憲法的権利をめぐる政労資の法廷や議会での法・政治的対抗の過程でもあったが、この拡張をある範囲でもたらすことを可能にしたことであった。

ところが経済成長主導の経済運営にたいする反省が¹⁾おこり、高度経済成長から低経済成長へと転換するや、労働基準の権利拡張にも方向転換がはじまった。この低成長経済への転換は、1960年代後半に急速に顕在化したインフレとそれ

をもたらした事情すなわちブレトン・ウッズ体制終末段階の為替市場介入が、世界の外貨準備を増加させ、準備を増加させた国の政府は、国内過剰流動性の創出によって通貨管理を損なうことになった事情のもとで、1970年代後半の政策転換が生じた（三好正巳編著『現代日本の労働政策・増補版』、青木書店、1988年、4～5ページ）。インフレの昂進にかかわらず、需要増加は進まず失業が増加するといういわゆるスタグフレーション現象が60年代末から70年にかけて先進資本主義国とくにアメリカ、イギリスで発生した。このスタグフレーションの罪は、ケインズ政策に求められ、非ケインズ政策への転換が開始された。この政策転換では、昂進するインフレへの対策としてとられた通貨・信用の総量規制が需要を減退させて失業の増加をもたらした。スタグフレーションといわれる状況があらわれ、先進資本主義国の適応性を危うくしたこうした状況を発生させたのは、社会経済の硬直性（労働および資本市場の独自の問題、経済に対する政府の直接間接の介入の増加、大規模な資本集約的テクノロジーの硬直化効果、大規模投資、国際貿易にける保護主義の復活など）によるともいわれる（経済協力開発機構編・日本経済調査協議会訳『積極的調整政策——先進国における産業構造調整への提言——』、金融財政事情研究会、1984年、11ページ）。わが国の巨大独占資本は、こうした状況に対応して資本蓄積構造を補強するために、企業合理化をすすめ、収益構造の変革をすすめた。巨大独占資本は、資本蓄積構造の補強とともに、過剰資金の資産化によりキャピタル・ゲインの獲得に走りつつ、政府にたいしては「安易な国債依存」を排し「行政改革による歳出カット」を求めた。市場機構を信頼し、いまや企業行動にこそナショナルなレベルの経済運営の方向決定が委ねられるという主張が盛んになってきた。もちろん市場機構に社会の信頼をつなぎ留めるためには、企業に社会的責任が求められることになる。

経済成長と構造調整との間には、摩擦ロスや雇用についてなどの相関関係がある。これを前提とすれば、「持続的なインフレなき成長を回復するためには、供給サイドの有効な政策によって補足された適切な需要管理が必要であることは明らかである。それゆえ政府は意識して積極的調整政策を追及し、変化に直面している市場の柔軟性と弾力性を高める必要がある」（前掲『積極的調整政策

——先進国における産業構造調整への提言——」, 12ページ) という。しかもこの調整は、整合性のあるマクロ及びミクロ経済政策を要求するという。²⁾

ミクロ経済の柔軟性にとって、所得分配と賃金形成は、一つの重要な関心事である。賃金水準の柔軟性は、労働力の需給に応じて市場の価格（賃金）が変動し、市場の価格の変動に応じて労働力の需給が変動するような労働市場の柔軟性のもとで形成されるという。この労働市場の柔軟性の回復は、「賃金の一般的変動を保証する相対的過剰人口機能を確保し、賃金の自由な市場価格としての決定を保証することである。しかしその場合に、現代資本主義が完全雇用を建前とする限り、労働市場に確保された相対的過剰人口を完全雇用と調和させることが必要である。その調和のためには、一つには、構造的失業を複雑多様な雇用就業形態で吸収すること、二つには、賃金の決定を契約関係として徹底する保証が必要となる。そのための第一の対応は、労働基準の『改正』によって労働関係を構造化して基準を希釈化し、基準規制を緩和する抜け道を用意することである。こうした『改正』を通じて失業者に就業を強制することを狙っている。第二の対応は、集団的労働関係と個別的労働関係の機能分担が意図されることである。規制緩和が労働協約の多用を求めさせるし、契約関係を軸として労働関係をとらえて、労働関係の法的規制よりも労働協約とともに雇用契約が契約を基礎とするものであるとして重視される。しかしその反面で、団体交渉の絶対化を避けるために、個別的労働関係が重視され雇用契約関係、契約条件の明確化のための規制が重視される」（前掲『現代日本の労働政策』増補版、273～274ページ）。したがって労働市場の柔軟性は、これまでの労働制度の換骨奪胎をねらい労働にかんする憲法的権利の抑圧をもたらす。

- 1) 経済成長に自主的な限界を設け、その自然の限界の範囲内での安定した社会の形成をとくローマ・クラブのゼロ成長論（The Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind, 1972. 大来佐武郎監訳『成長の限界—ローマ・クラブ<人類の危機>レポート』, ダイアモンド社, 1972年）のイデオロギーはその例である。あるいはわが国政府が、1976年6月にOECDに提出した報告書「日本における社会政策総合化への現状」では、高度経済成長のマイナス面にふれ、「GNP体系に基づくマクロ的なガイドラインを

示す経済計画としての性格よりも、広く社会問題をも含む「経済社会計画」化がすすんできたことが指摘されている。高度成長がもたらした社会構造の変化のもとで、「高度成長よりも安定した充実した国民生活」が望まれるようになったとも指摘されている。そこには、「経済主導型の発展は、種々の社会的摩擦とアンバランスを惹き起こした」（経済企画庁国民生活政策課編『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理——』、大蔵省印刷局、1977年）という認識がある。

- 2) マクロ経済のパフォーマンス（価格水準の安定、総需要の安定、対外均衡、雇用、経済成長）は、ミクロ経済の柔軟性と相互規定的関係にあるという。ミクロ経済の柔軟性にとってマクロ経済の安定が望まれ、マクロ経済の管理の成功のためにはミクロ経済の柔軟性が求められるという（経済協力開発機構編・日本経済調査協議会訳『積極的調整政策——先進国における産業構造調整への提言——』、金融財政事情研究会、1984年、13～17ページ）。こうして規制緩和による市場原理重視の政策が主張される。

4. 結 語

1970年代末から1980年代初頭の時期を転機として、労働制度の機能調整の交換を目指す動きがみられた。1970年代後半以降の「低成長」時代の開始は、ケインズの政策から非ケインズの政策への転換が、その転換とともにもたらしたスタグフレーションを発現させた。このスタグフレーションをきっかけに、対応する蓄積様式の構築のために、独占資本を中心に「減量経営」による企業収益構造の転換がすすめられた。またスタグフレーションのもとで、先進資本主義国では、こうした新しい状況に適応するうえで社会経済の硬直性が桎梏として意識されるようになった。1970年代に入って国際的関連のもとで金融上の政策転換が課題となるが、とくに1970年代末から1980年代初頭の時期は、社会経済の硬直性を解消し、マクロ経済の弾力化のために、国内経済政策の転換が開始された。そしてこの転換にもとづく規制緩和とそのための一つとして、労働制度の「改革」がすすめられることになった。わが国においてこうした労働制度「改革」がすすむ転機となったのが、1980年代前半のこの時期というわけである。

労働制度の「改革」については、これまで別に論じてきたし、さらに論じねばならないが、これまでの「改革」は、第二次世界大戦後に完成し展開してきた制度的枠組み¹⁾の基本的枠組みを残しつつ、機能の変換をはかるというものであった。したがってこの「改革」は、マクロ経済の弾力化のために既存の労働制度を調整するものであった。これまでの労働制度は、憲法的権利の拡張なしには展開もできないし、それが十分に機能することもできないものであった。いま進行している労働制度の「改革」は、憲法的権利の制限なしにはすすめないものである。この憲法的権利の制限とともにすすめられる労働制度の「改革」は、経済学的にはいかなる内容をもつものであるのか。

こうした問題を解くためには、一つには「改革」された労働制度を分析しうる新しい理論枠の構築が必要ということ、二つには権利の拡張と制限とを媒介にする労働制度の経済学的内容を明らかにする必要があるということ、である。第一の必要は、1970年代末から1980年代初頭を転機として展開する労働制度の「改革」を、新しい階梯として把握することが前提される。第二の必要は、労働基準を価値法則から解明するという方法を前提とする。

そこで労働制度そのものの解明は、価値法則の展開が労働力の価値革命に与える制度の影響を明らかにすることであり、そのために労働基準が、はじめに分析される対象として設定されるのである。また労働力の価値革命に与える制度の影響を明らかにするには、経済と国家の関係を統括的に把握できる政治経済学的分析が必要である。いまこそマルクス経済学の真価が示されるべき時である。

本稿は、これまでに検討してきた労働基準ないし労働制度にかんする諸論稿²⁾を整理するものであったが、同時に国際的な視点を加えて展開する予定であった。そのために国際労働基準について検討することを予定していた。しかしこの問題については、ILOによる国際基準の普及、先進資本主義諸国の制度的枠組みの普及にたいし、多国籍企業の活動との関係、非ケインズの政策との関係がもたらすであろう規制としての基準との対抗など、検討すべき課題を残していること、それに紙幅もつきたということから、これらの問題は残さざるを

えなかった。

- 1) この制度的枠組みがいつ成立したかということにかかわって、第二次世界大戦の前と後との連続、不連続の問題などがあるが、ここでは労使関係を含む広い内容でとらえた労働制度として統括的に把握している。したがって社会保障制度との関連をも含め、またこの枠組みが国際的に普及される過程も含めて理解しようとする限りで、ここでは一応戦後の枠組みとしてとらえることとした。
- 2) 拙稿「現代資本主義と労働基準」(1), (2), 『立命館経済学』第32巻第4号, 第5・6号, 「現代資本主義の労働制度——国家独占資本主義の社会政策論のために——」(1), (2), 『立命館経済学』第33巻第2号, 第33巻第4号など。